第五条の三の二の見出しを「（上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の記載事項等）」に改め、同条第一項第一号から第三号までの規定中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「上場証券投資信託」を「法第九条の四の二第二項に規定する上場証券投資信託等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五条の五第一項中「第五条の二第一項」を「第五条の二第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第五条の二第二項」を「第五条の二第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第五条の五の二　施行令第五条の二の二に規定する財務省令で定めるものは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関とする。

第五条の七第二項中「第五条の四第九項」を「第五条の四第八項」に改め、同条第三項中「第五条の四第十一項」を「第五条の四第十項」に改め、同項第一号中「第五条の四第十項第一号」を「第五条の四第九項第一号」に改め、同項第二号中「第五条の四第十項第二号」を「第五条の四第九項第二号」に改める。

第五条の八の見出しを「（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第三項第四号中「ファイアウォールソフトウエア」を「不正アクセス防御ソフトウエア」に改め、「設定された」の下に「次に掲げる」を加え、「に基づき電気通信信号を通過させる機能」を「の区分に応じそれぞれ次に定める機能」に改め、同号に次のように加える。

イ　通信路を設定するための通信プロトコル　ファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

ロ　通信方法を定めるための通信プロトコル　システム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう。）

ハ　アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル　アプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき、電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう。）

第五条の八第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　サーバー用の仮想化ソフトウエア（サーバー用のオペレーティングシステム（前号に掲げるサーバー用のオペレーティングシステムをいう。以下この号において同じ。）によるサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。以下この号において同じ。）に対する指令を制御し、二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによつて一のサーバー用の電子計算機に対する指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウエアをいう。）

第五条の八第五項及び第六項中「平成二十二年で」を「平成二十四年で」に、「平成二十二年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に改める。

第五条の九の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第四項中「第五条の六第三項」を「第五条の六第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五条の六第十二項」を「第五条の六第十三項」に改め、同項第一号中「第五条の六第十一項各号」を「第五条の六第十二項各号」に改め、同項第三号中「第五条の六第十一項第一号」を「第五条の六第十二項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五条の六第十二項第三号」を「第五条の六第十二項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五条の六第十一項第一号ロ」を「第五条の六第十二項第一号ロ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第五条の六第十一項第一号イ」を「第五条の六第十二項第一号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　施行令第五条の六第六項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とする。

一　小売業

二　料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。）

三　一般旅客自動車運送業

四　海洋運輸業及び沿海運輸業

五　旅行業

六　こん包業

七　郵便業

八　通信業

九　損害保険代理業

十　サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く。）を除く。）

7　法第十条の四第一項第五号に規定する情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるものは、次に掲げるもの（所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）とする。

一　基本システム（次に掲げるものをいう。）

イ　サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウエア（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいい、複写して販売するための原本及び新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下この項において同じ。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウエアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）

ロ　サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にイに掲げるサーバー用のオペレーティングシステム（以下この号において「サーバー用のオペレーティングシステム」という。）が書き込まれたものに限るものとし、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

ハ　サーバー用の仮想化ソフトウエア（サーバー用のオペレーティングシステムによるサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限る。以下この号において同じ。）に対する指令を制御し、二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによつて一のサーバー用の電子計算機に対する指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウエアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）

二　データベース管理ソフトウエア（データベース（数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下この号において同じ。）の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウエアであつて、他のソフトウエアに対して当該機能を提供するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）又は当該データベース管理ソフトウエアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウエア

三　連携ソフトウエア（情報処理システム（情報処理の促進に関する法律第二十条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下この号において同じ。）から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウエアで、次に掲げる機能を有するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証されたものに限る。）

イ　日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この号において同じ。）X〇〇二七に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X四一五九に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格X五七三一―八に基づき認証する機能